外国人労働者の受入れ新制度

~特定技能について徹底解説~



自己紹介



小山 翔太(こやま しょうた)/Shota Koyama

- ・行政書士
- ・申請取次行政書士
- ·JAPAN行政書士事務所代表(2016年~)



北海道札幌市出身

行政書士試験合格(2012年)

JAPAN行政書士事務所開業(2016年)

東京都目黒区から台東区上野に事務所移転(2018年)

「登録支援機関.com」開設(2019年)

2021年5月19日@Zoom

- 1 外国人雇用&ビザの全体像
- 2 在留資格「特定技能」とは?
- 3 「特定技能」手続きの流れ



<外国人雇用&ビザの全体像>

1-1.外国人急增



? Question

"工場・居酒屋・コンビニで働く外国人は何のビザを持っている?"

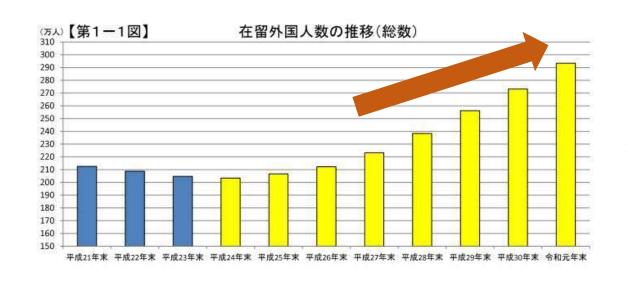
Answer

"人によって種類が異なるビザを持っている"

- ◎留学※圧倒的に多い
- ・永住者、日本人の配偶者等、家族滞在

1-2.外国人の状況





288万7,116人 (令和2年12月末時点)

※令和3年3月 法務省 資料より抜粋

うち外国人労働者

- 165万8, 804人(令和元年10月末時点)
- ・日本の就業者に占める割合 2.2%

※令和2年1月 厚生労働省・令和元年9月 内閣府 資料より抜粋

国籍別の外国人労働者数

1位 ベトナム 約44万人

2位 中国 約42万人

3位 フィリピン 約18万人

少子高齢化の日本において、今後も増加傾向の予想

1-3.在留資格(ビザ)とは



在留資格(ビザ)とは「外国人が日本に在留(滞在)するために必要な資格」。 在留資格ごとに在留できる期間、活動の内容が法律で定められてい

る。

在留資格一覧表



在留資格	該当例			
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族			
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族			
教授	大学教授等			
芸術	作曲家,画家,作家等			
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等			
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等			
高度専門職	ポイント制による高度人材			
経営・管理	企業等の経営者、管理者等			
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等			
医療	医師,歯科医師,看護師等			
研究	政府関係機関や企業等の研究者等			
教育	高等学校、中学校等の語学教師等			
技術・人文知識・ 国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等			
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者			
介護	介護福祉士			
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等			
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等			
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者			
技能実習	技能実習生			

(注1) 平成31年4月1日から

身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在智貴格	該当例			
永住者	永住許可を受けた者			
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子			
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者。我が国で出生し 引き続き在留している実子			
定住者	日系3世,外国人配偶者の連れ子等			

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格		鼓当例
特定活動	外交官等の家事使用人。	ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格(※)

在留資格	該当例	
文化活動	日本文化の研究者等	
短期滞在	観光客, 会議参加者等	
留学	大学, 専門学校, 日本語学校等の学生	
研修	研修生	
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者。子	

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

※平成31年4月 出入国在留管理庁 資料より抜粋

⁽注2) 介護 ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業 (平成30年12月25日朝議決定)

1-4.外国人材と在留資格



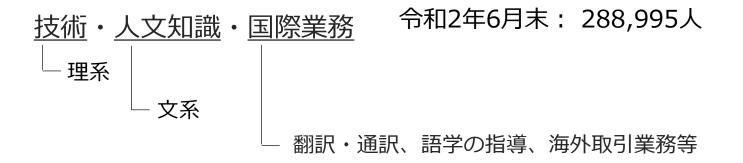
令和3年3月現在**29種類**の在留資格が存在しています。

企業がフルタイムの外国人雇用を行う際に活用できる在留資格は下記の6つです。

- ※「永住者」「日本人の配偶者等」等就労制限のない在留資格は除く
 - ①「高度専門職」
 - ②「技術・人文知識・国際業務」
 - ③「企業内転勤」
 - ④「技能実習」
 - ⑤「特定技能」
 - ⑥「特定活動(本邦大学卒業者)」

1-6.②技術・人文知識・国際業務





通称、技人国(ぎじんこく)と呼称される。**最も一般的な就労系在留資格**といえる。

「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動!

- ■大卒程度の学歴&ホワイトカラー職種の在留資格
- ■現場での仕事は基本的に行えない

1-7. ④技能実習制度



「特定技能」と似ている制度ではあるが、制度趣旨や運用面で違いがある。

令和2年6月末:402,422人

【制度趣旨】

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済 発展を担う「人づくり」に協力することを目的としている。

【運用面】

- ・技能実習日誌の作成義務
- ・人数制限 ex.従業員数30人以下の企業は当初3人以下からスタート



<在留資格「特定技能」とは?>

2-1.入管法改正



平成30年12月8日に第197回国会(臨時会)にて「**出入国管理及び難民認定 法及び法務省設置法の一部を改正する法律**」が国会で成立した。 同月14日公布、**平成31年4月1日より施行**された。

2-2.主な改正点

た。



新在留資格「**特定技能**」創設

→改正入管法の柱。**特定産業分野(14業種)**において外国人材を活用する。これにより製造業や介護の現場にて外国人雇用が可能となっ

2-3.特定技能1号のポイントと位置づけ

JA PA N行政書士事務所

<特定技能1号のポイント>

○ 在留期間 : 1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで

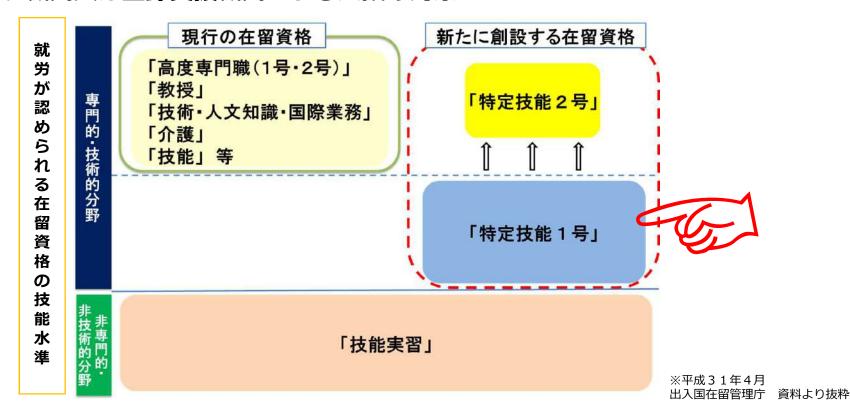
○ 技能水準 : 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)

○ 日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習 2 号を

修了した外国人は試験等免除)

○ 家族の帯同 : 基本的に認めない

○ 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**



2-4.特定技能 1 号の条件



□18歳以上	□健康状態が良好
□日本語試験に合格	□技能試験に合格
□フルタイム	□直接雇用 (季節で仕事量が変動するため農業と漁業は派遣も可)
●学歴要件なし	

■ 試験

- ○日本語試験(国際交流基金日本語基礎テスト)
- ○各分野の技能試験

上記2つの試験に合格する必要がある。日本語試験については旧来からの日本語能力試験N4以上を保有していれば、それをもって合格とみなされる。

■試験免除

技能実習2号(3年間の技能実習)以上の修了者は、上記の日本語試験と技能試験が免除。技能実習3号(4年目、5年目)途中からの特定技能への移行は認めない。3号を修了してから移行する(途中で辞めるのは技能実習の趣旨に反するため)

2-5. 対象分野



■特定技能1号の対象分野

厚労省所管:介護、ビルクリーニング

経産省所管:素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業

国交省所管:建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊

農水省所管:農業、漁業、飲食料品製造業、外食業 全14分野

■特定技能 2 号の対象分野

建設&造船・舶用工業のみ

※特定技能1号の人数 2020年12月末時点 15,663人

※受入れ上限人数

受入れ人数の上限は**計345,150人**(2019年4月から5年間、経済情勢の変化がない限りの上限数)。<u>人手不足が解消された場合は、受入れ停止の措置を講ずる</u>(特定技能の在留資格認定証明書の交付停止)

2-6.各分野の受入れ見込数

介護 : 60,000人

ビルクリーニング : 37,000人

素形材産業 : 21,500人

産業機械製造業 : 5,250人

電気・電子情報関連産業 : 4,700人

建設 : 40,000人

造船・舶用工業 : 13,000人

自動車整備 : 7,000人

航空 : 2,200人

宿泊 : 22,000人

農業 : 36,500人

漁業 : 9,000人

飲食料品製造業 : 34,000人

外食業 : 53,000人

計345,150人

17

2-7.特定技能1号と技能実習2号①



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/4)

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	
	畑作·野菜	農業(耕種農業全般)
	果樹	
畜産農業	養豚	9:
	養鶏	農業(畜産農業全般)
	酪農	

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	9	
	延縄漁業		
	いか釣り漁業		
	まき網漁業		
	ひき網漁業	漁業(漁業)	
	刺し網漁業		
	定置網漁業	= 9	
	かに・えびかご漁業		
	棒受網漁業	9	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)	

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野	(業務区分)
さく井	パーカッション式さく井工事	(9)	Manager (CO.SSA)
	ロータリー式さく井工事		
建築板金	ダクト板金		
	内外装板金	建設(建築板金)	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		
建具製作	木製建具手加工	×	
建築大工	大工工事	建設(建築大工)	
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)	i i
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)	-
とび	とび	建設(とび)	· S
石材施工	石材加工	*	
	石張り		
タイル張り	タイル張り	*	
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)	· ·
左官	左官	建設(左官)	3
配管	建築配管	0.70 _ 30%	· S
	ブラント配管	建設(配管)	
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(保温保冷)	
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事		*
	カーペット系床上げ工事	- 52	
	鋼製下地工事	建設(内装仕上げ)	建設(表装)
	ボード仕上げ工事	DOWN SACH SOAT WAS CITATION OF	STOCKED STOCKE
	カーテンエ事		
サッシ施工	ビル用サッシ施工		
防水施工	シーリング防水工事		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事		
表装	壁装	建設(表装)	建設(内装仕上げ)
建設機械施工	押土·整地		
	積込み		
	掘削	建設(建設機械施工)	
	締固め		
築炉	築炉		

2-7.特定技能1号と技能実習2号②



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/4)

4 食品製造関係(11職種18作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	a
及印狀坦果	加熱乾製品製造	ALA. 村口 新生产业人的
	調味加工品製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品
	くん製品製造	(酒類を除く。)の製造・加工・安全 衛生))
非加熱性水産加工	塩蔵品製造	1
食品製造業	乾製品製造	3
	発酵食品製造	· ·
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	3 0
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	1
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	飲食料品製造業全般
パン製造	パン製造	(飲食料品製造業全般(飲食料品 (酒類を除く。)の製造・加工・安全
そう菜製造業	そう菜加工	衛生))
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	1
医療·福祉施設給食製造	医療·福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	\$
	静紡工程	*
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	*
織布運転	準備工程	*
	製織工程	
	仕上工程	
染 色	糸浸染	X
	織物・ニット浸染	4
ニット製品製造	靴下製造)
	丸編みニット製造	*
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	*
下着類製造	下着類製造	*
寝具製作 -	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	*
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーベット製造	4
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	â

2-7.特定技能 1 号と技能実習 2 号③



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/4)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
铸造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業	産業機械製造業		
	非鉄金属鋳物鋳造	(鋳造)	(鋳造)		
設造	ハンマ型鍛造	素形材産業	産業機械製造業	*	
	プレス型鍛造	(鍛造)	(銀造)		
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	素形材産業	産業機械製造業		
	コールドチャンパダイカスト	(ダイカスト)	(ダイカスト)		
機械加工	普通旋盤	90	*	8:	*
	フライス盤	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	造船·舶用工業
	数值制御旋盤	(機械加工)	(機械加工)	(機械加工)	(機械加工)
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属ブレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)	
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)		造船・舶用工業 (鉄工)
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)	
めっき	電気めっき	素形材産業(めっき)	産業機械製造業 (めっき)	電気・電子情報関連産業	-
	溶融亜鉛めっき			(めっき)	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)			
仕上げ	治工具仕上げ		産業機械製造業 (仕上げ)	電気・電子情報関連産業 (仕上げ)	造船・舶用工業 (仕上げ)
	金型仕上げ	素形材産業 (仕上(f)			
	機械組立仕上げ	(ILLI)			
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)		
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)	
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)	
電気機器組立て	回転電機組立て		Samuel (na la sicas conse	8	34
	変圧器組立て		産業機械製造業 (電気機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電気機器組立て)	造船・舶用工業 (電気機器組立て)
	配電盤・制御盤組立て				
	開閉制御器具組立て				/ MEXCHERENGETY C/
STATE OF STATE OF STATE SAMES	回転電機巻線製作				204
ブリント配線板製造	ブリント配線板設計		産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	
	ブリント配線板製造		(ブリント配線板製造)	(プリント配線板製造)	

2-7.特定技能1号と技能実習2号④

JAPAN行政書士事務所 GYOSBI-SHOSHI LAWYER OFFICE

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/4)

7 その他(16職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
家具製作	家具手加工				1
印刷	オフセット印刷				
	グラビア印刷				
製本	製本	7			
ブラスチック成形	圧縮成形				
	射出成形		產業機械製造業	電気·電子情報関連産業	
	インフレーション成形	-3	(プラスチック成形)	(プラスチック成形)	
	ブロー成形		Secure Selection Selection	50. E. SOUGHOUSENESS	
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗装	建築塗装				
	金属塗装	素形材産業	産業機械製造業 (塗装)	電気·電子情報関連産業 (塗装)	造船·舶用工業(塗装)
	鋼橋塗装	(塗装)			
	噴霧塗装				造船·舶用工業(塗装)
溶接	手溶接	素形材産業	産業機械製造業 (溶接)	電気·電子情報関連産業 (溶接)	造船·舶用工業(溶接)
	半自動溶接	(溶接)			
工業包装	工業包装	A 20000011150	産業機械製造業 (工業包装)	電気·電子情報関連産業 (工業包装)	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	**	1		
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ポール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鋳込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備	8	W. T.	*
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
リネンサプライ	リネンサブライ仕上げ		<u> </u>		
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				
宿泊	接客·衛生管理				

〇 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング	
	航空貨物取扱		
	客室清掃		

2-8.事例研究①



静岡県の会社で時給885円で働いているベトナム人のAさんが東京都で時給1013円の仕事を見つけた。転職することは可能か?

2-8.事例研究①



同一の業務区分内であれば転職可能。

これにより都市部への集中(賃金が高い、都会への憧れ)をはじめとする、雇用の不安定が懸念されている。技能実習制度の反省を踏まえて本制度が設けられた。

しかし現実的には、下記の理由により転職は頻繁には行われないと予想される。

- ・転職先の会社が見つからない。
- ・転職後、新しい会社でビザの手続きが完了するまでの間、働くことができない。
- ・転職先の会社にてビザが取得できるとは限らない。

2-8.事例研究②

当社はスーパーマーケットを運営しており、技能実習生を多数雇用しております。彼ら彼女らにはバックヤードにて惣菜の加工を行ってもらっております。近く、技能実習2号(3年間)を修了する外国人がいるので、ビザを特定技能に変更すれば更に5年間雇用できますか?

2-8.事例研究②



不可。

「飲食料品製造業」は事業所の主たる経済活動が飲食料品の製造・加工でなければならない。 スーパーの主たる経済活動は小売のため対象外となる。

技能実習生は受入れ可能であるが特定技能は受入れ不可ということがあり得るため注意が必要である。

2-8.事例研究③



当社は自動車部品の組立てを行っております。製造業の会社といえますから、特定技能で外国人を雇用できますよね?

2-8.事例研究③



不可。

製造3分野において受入れ可能な事業所の日本標準産業分類が示されており、左記に該当しないと要件を満たさない。

「自動車部品製造組立」は日本標準産業分類上、中分類「31」輸送用器具製造業小分類「311」自動車・同附属品製造業に該当するが、特定技能において受入れ可能な分類に当てはまらない。

手続きを進めた後に上記が発覚し、途中で断念するケースが発生している。入口の段階で確認が必要と言える。



■夜勤が可能

条件付きの技能実習生とは違い、雇用開始後すぐに夜勤シフトに対応可能

■多くの人数を受入れ可能

介護と建設以外は人数制限なし

■業務内容についての制限が少ない

技能実習計画に基づき業務を行う必要がある技能実習生と比べて自由度が高い

■モチベーションが高い

特定技能にて来日するには母国で日本語と各分野の試験に合格することが必要。試験勉強を真面目に行う忍耐力があり、目的意識(家族への仕送り等)を持って一生 懸命働く人材が豊富。これにより日本人従業員の意識改革も期待できる。



〈「特定技能」手続きの流れ 〉

3-1.採用までのプロセス

採用が決まったら、受入れ企業と外国人は雇用契約を締結する。その後、地方出入 国在留管理局にて「**特定技能**」在留資格の申請手続を行う。

(**海外**から採用:在留資格**認定証明書**交付申請、**国内**から採用:在留資格**変更**許可申請)

「特定技能」の申請手続については、他の在留資格に比べて必要な書類の数が多くなっており、特に受入れ企業の適格性が重視されている印象である。これは、技能実習において様々な問題が発生した教訓を活かしたものであるが、受入れ企業や外国人本人には負担が重い内容といえる。入管業務に慣れた行政書士への依頼を検討すべき内容である。

3-2.必要書類



各企業の状況によるが、以下の書類が必要となる。

□特定技能外国人の受入れ業務に関与する役員の住民票 原本
□決算文書のコピー(損益計算表及び貸借対照表)(直近3年分)
□労働保険料等納付証明書(未納なし証明) 原本
□社会保険料納入状況照会回答票 原本
□税目を源泉所得税及び復興特別所得税,法人税,消費税及び地方消費税とする納税証明書(税務署発行の納税証明書その3)原本
□(地方税)税目を法人住民(市民or都民or町民)税とする納税証明書 原本
□賃金規定 コピー

4-1. JAPAN行政書士事務所のご案内① JAPAN行政書士事務所

■JAPAN行政書士事務所が提供するサービス

- ①「登録支援機関」の登録申請手続代理 登録支援機関とは、特定技能在留資格の外国人に対する、日常生活上・職業生活上・社会 生活上の支援を、<u>外国人を雇用する企業などに代わって行う個人または団体</u>です。 登録支援機関となるには、出入国在留管理庁に対して登録申請を行い、審査のうえ、登録 される必要があります。この**書類作成や申請を代理**するほか、**法人設立や職業紹介許可** (社労士紹介) なども承ります。
- ②「登録支援機関」に登録後の運営サポート(顧問契約) 登録支援機関には、**支援計画の実施状況や組織の変更事項等を入管へ届け出る義務**があり ます。また、外国人を雇用する企業などにおいても多くの届出義務があり、支援業務を 受託している企業から登録支援機関へ様々な相談が寄せられることも想定されます。 特定技能制度を熟知した行政書士が、**書類の作成・届出の代理だけではなく、円滑な登録 支援機関の運営についても継続的にご助言・ご支援します**。
- ③「特定技能」在留資格(ビザ)申請 外国人ご本人や雇用する企業、登録支援機関からのご依頼を受けて、**行政書士が「特定技能」在留資格の申請書類作成や申請手続を行います(申請取次)**。 特定技能の申請書類は、他の在留資格より分量が多くなっています。1 日も早く外国人が日本で活躍できるよう、入管業務に慣れた行政書士がスムーズな申請を実現します。

4-2. JAPAN行政書士事務所のご案内② JAPAN行政書士事務所

JAPAN行政書士事務所 GYOSEI-SHOSHI LAWYER OFFICE



- ・上野駅から徒歩2分
- ・入管業務に特化
- ・全国対応可
- ・登録支援機関登録番号19登-000778

特定技能をはじめとする各種ビザ手続について

お困り事があればお声がけください。

https://japan-sk.com/



本日はご清聴ありがとうございました。





講師プロフィール

株式会社綜合キャリアオプション

小磯公



総合人材サービス会社『綜合キャリアオプション』に入社し、人材派遣会社・人材紹介会社として営業、マーケティング、既存顧客の採用支援に従事、その後新店開設に伴いマネージャーとして事業所運営及びエリア開拓を行う。 現在同社にて登録支援機関として外国人就労支援・受入企業のプランニングを中心に従事しているが、グループベトナム拠点の立上げや現地でのBPO事業運営などにも携わっている。

義務的支援

支援計画の概要②



①事前ガイダンス

◆雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留 資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保 証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ◆入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ◆帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行





③住居確保・生活に必要な契約支援

- ◆連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ◆銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・ 各手続の補助







4生活オリエンテーション

◆円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー, 公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明







⑤公的手続等への同行

◆必要に応じ住居地・社会保障・税などの 手続の同行、書類作成の補助





⑤公的手続等への同行

◆日本語教室等の入学案内,日本語学習 教材の情報提供等





⑦相談・苦情への対応

◆職場や生活上の相談・苦情等について,外国人が十分に理解することができる言語での対応,内容に応じた必要な助言,指導等



⑧日本人との交流促進

◆自治会等の地域住民との交流の場や,地域のお祭りなどの行事 の案内や,参加の補助等







⑨転職支援(人員整理等の場合)

◆受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

◆支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に 1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



出入国在留管理庁「在留資格特定技能」について

※①④⑦⑧について外国人が理解できる言語で行う

④在留中の生活オリエンテーションの実施

(預貯金口座の開設、携帯電話の契約方法など)

- 坐活一般に関わる事項
- 図 国または地方自治体に対する手続き方法
- ☑ 相談・苦情を申し出る機関の連絡先
- ☑ 医療体制・機関に関する事項
- ▼ 防災・防犯・急病時の対応方法
- → 法的保護に関する事項

⑥生活のための日本語習得の支援



- 日本語学習の機会の提供・
- 日本語教室等の入学案内,
- 日本語学習教材の情報提供等

義務的支援

- ◆地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を 提供、必要に応じて同行して入学の手続の補助を行うこと
- ◆自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に 関する情報を提供し、必要に応じて日本語学習教材の入手やオン ラインの日本語講座の利用契約手続の補助を行うこと
- ◆本人との合意の下、受入企業が日本語講師と契約して、日本語 の講習の機会を提供すること

任意的支援

- ◆受入企業が日本語指導・講習の積極的な企画・運営を行うこと
- ◆自主的な日本語の学習を促すため、日本語能力に係る試験の受験支援や資格取得者への優遇措置を講じること
- ◆日本語学習を実施する場合において、受入企業の判断により、 日本語教室や日本語教育機関の入学金や月謝等の経費、日本語学 習教材費、日本語講師との契約料等諸経費の全部又は一部を経済 的支援を行うこと

⑦相談・苦情への対応



相談・苦情への対応・職場や生活上の 相談・苦情等について,外国人が十分に 理解することができる言語での対応, 内容に応じた必要な助言,指導等

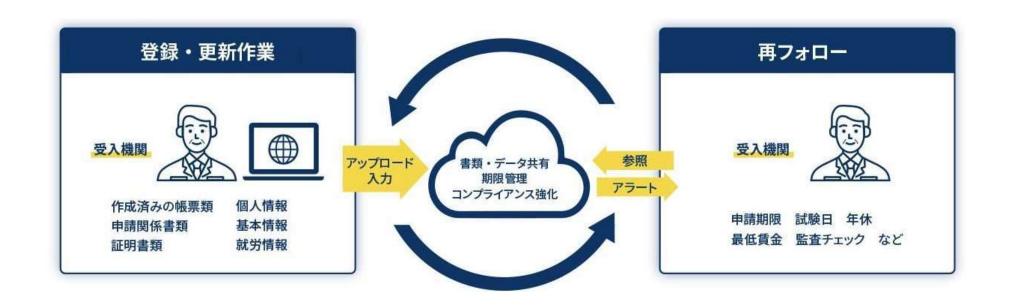
義務的支援

- ◆仕事や日常生活、社会生活に関する相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく適切に応じ、内容に応じて本人への必要な助言、指導を行う
- ◆受入企業は、必要に応じ、相談等内容に対応する適切な機関 (地方出入国在留管理局、労働基準監督署等)を案内し、本人に 同行して必要な手続の補助を行う
- ◆相談及び苦情への対応は、本人が十分に理解することができる 言語により実施することが求められる

任意的支援

- ◆相談・苦情の内容により、本人が直接必要な手続を行いやすく するため、相談窓口の情報を一覧にするなどして、あらかじめ手 渡しておくことが望まれる
- ◆相談・苦情は、受入企業の事務所に相談窓口を設けたり、相 談・苦情専用の電話番号やメールアドレスを設置したりすること により実施することが望まれる
- ◆本人が仕事又は通勤によるけが、病気となり、又は死亡した等の場合に、その家族等に対して労災保険制度の周知及び必要な手続の補助を行うことが望まれる

管理システム



情報管理機能

- ●実習生基本情報
- ●勤務管理

アラート機能

- ●在留期限アラート
- ●残業時間アラート
- ●アラートメール

帳票管理機能

- ●各種届出書
- ●各種証明書
- ●各種契約書

その他機能

- ●アクション履歴
- ●外部データ取込
- ●スケジュール管理

特定技能活用の メリット

特定技能のメリット①

国内採用が可能

技能実習

海外からの採用のみ

特定技能

海外からも 国内からも採用可能

渡航状況に左右されないため安定的に人の確保が可能 日本である程度生活しており、 日本特有の生活や文化に慣れている人の採用が可能

特定技能のメリット②

業務範囲の拡大

技能実習

必須業務があり ある程度業務の 範囲が定められている

特定技能

業種の縛りはあるが 業務範囲について 明確なものがない

受入企業にとっても活用しやすい

各在留資格の転職について

技能実習生

基本的に転職不可

※あくまでも技能実習計画に 則って在留しているから...。

技人国等

(所謂従来からの『就労ビザ』)

転職可

※但し、『Aという会社で〇〇というお仕事するでビザ下さい』が変更となるので、 『就労資格証明書交付申請』を行うことが望ましい

特定技能

転職可

※但し、転職すると必ず在留資格<mark>変更許可申請</mark>が必要。 尚、変更許可後から、転職先での勤務開始OK!

高度専門職1号

転職可

※但し、転職すると必ず在留資格変更許可申請が必要 尚、変更許可後から、転職先での勤務開始OK! ※2号になれば、転職自由(変更申請の必要も無し)

よくある質問「転職」

特定技能外国人が転職しずらい理由



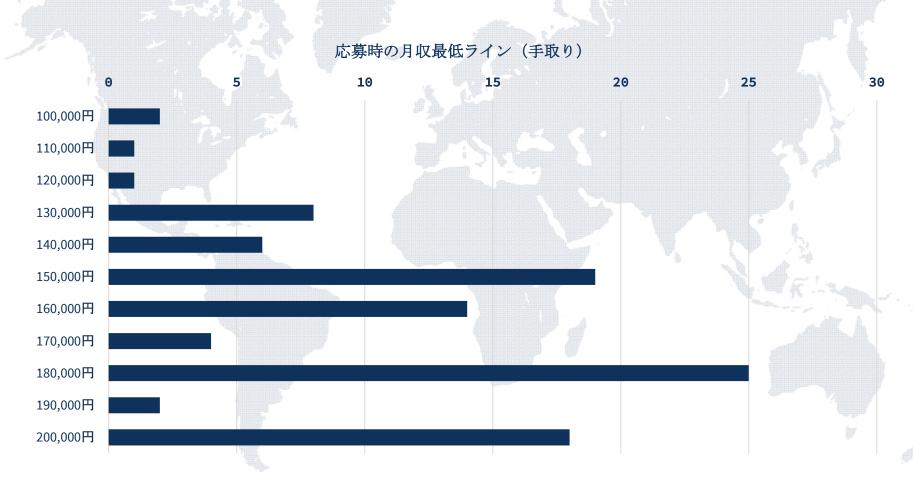
(SIII)「引き抜き自粛規定」の存在





求めらる収入目安







活用事例①



技能実習で該当職種がない

技能実習で該当職種がなく、1年で技能実習を活用。 優秀な人を採用できても1年で帰国してしまう。



特定技能の在留資格新設により、これまで1年しか活用できなかったが

5年の継続雇用が可能に。

活用事例②



コロナ禍で新たな実習生が 入国できない

コロナ禍で渡航制限がかかっており、実習生の新たな受け入れが出来ないが 満了者は帰国したため人員不足になってしまった



特定技能で15名採用

海外からの渡航制限中でも国内から特定技能で採用し、充足できた。

活用事例③



業務が夜勤固定で 人材不足が続いている

夜勤固定の人材不足が続いているが技能実習生では夜勤固定ができなかった。



同一労働で夜勤固定で従事している社員と同条件で募集。 割増で給与も高くなったことから

予定人数の倍以上の人数から応募、採用に繋がった



トラブル事例①



緊急時の突発対応

(帰宅時の事故の例)

帰宅時に交通事故に。

警察に事情聴取をされても きちんと状況が説明できず

トラブル事例②



(近隣住民からのクレーム)

日常生活のトラブル

生活オリエンテーションを実施後、

3ヶ月に1回の面談で状況確認。

本人からは問題ないと聞いていたが 近隣の方からゴミの出し方でクレームが。

海外人材活用時の様々な障害

- ▼ 外国人という理由で不動産会社に契約を断られてしまった
- ▼ 電気ガス水道、インターネットなど物件ごとに契約、管理、 支払い対応をするのは手がかかる
- ▼ 日本語教育といっても何をしたらいいかわからない
- → 社宅の衛生状況や日常の様子が気になるが頻繁には確認にいけない



長く安定して外国人に仕事をしてもらうためにも、企業にも、働く外国人にもサポートが必要です。



生活サポート





登録支援機関







